

報告第1号～第4号

令和2年2月19日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について	1
報告第 2 号	専決処分の報告について	4
報告第 3 号	専決処分の報告について	6
報告第 4 号	専決処分の報告について	8

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 2 月 19 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和２年１月２９日

鈴鹿市長 末 松 則 子

１ 被告となるべき者

(１) [REDACTED]

(２) [REDACTED]

(３) [REDACTED]

２ 請求の趣旨

(１) 被告は，原告に対し，物件目録記載の建物を明け渡せ。

(２) 被告は，原告に対し，金２８１，０３０円並びに①令和元年１１月２８日から本判決言渡日まで１か月金１５，７００円の割合による金員，②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで１か月金３８，５００円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで１か月金７７，０００円の割合による金員を支払え。

(３) 訴訟費用は，被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

３ 物件目録

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月10日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

53,900円

2 和解の相手方

鈴鹿市飯野寺家町66番地の1

西口・ハヤシユナイテッド特定建設工事共同企業体

代表者 ハヤシユナイテッド株式会社 代表取締役 林 健一郎

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和元年11月9日、合川分団車庫において、消防団員が消防自動車を当該車庫に駐車するため後進させたところ、当該車庫のシャッターの支柱部分に当該消防自動車の左後部が接触したもの

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月19日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

鈴鹿市監査委員条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市監査委員条例の一部改正について，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
第１８０条第１項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和２年２月１２日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

地方自治法の一部改正に伴い，必然的に改正を要する規定整備を行うため，地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分する。

(別 紙)

鈴鹿市条例第 1 号

鈴鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

鈴鹿市監査委員条例（昭和 3 9 年鈴鹿市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。